

最適土地利用総合対策

【令和5年度補正予算額 525百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区【令和8年度まで】）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行うつつ、**土地利用構想図を作成し**、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費等を支援**します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

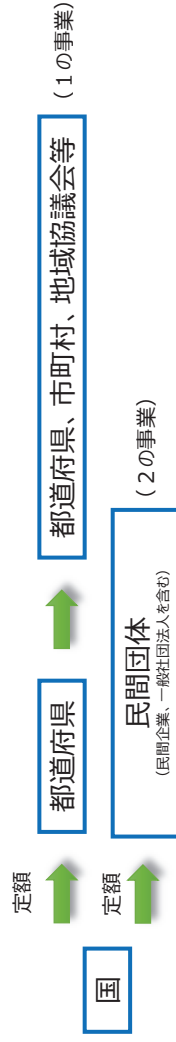
【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）】

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。
【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】

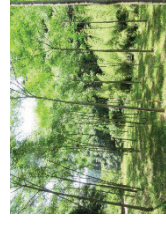
【土地利用構想の概定】

【農用地保全の実証的な取組】

【長大法面の芝生化】

【放牧】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】

【蜜源作物の作付け】

【計画的な植林】

【省力化機械の導入】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

中山間地域所得確保対策<一部公共>

【令和5年度補正予算額 15,903百万円（優先枠を設けて実施）】

<対策のポイント>

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

<事業目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組を行う地区を250地区創出 [令和6年度まで]

<事業の内容>

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた取組を支援**します。計画策定に際し、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めめます。

1. 中山間地域所得確保推進事業

80百万円

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を支援します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

15,823百万円

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地域所得確保推進事業【80百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域
豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施期間〕 1年間 [交付率(上限)] 定額 (500万円/地区)

〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査



生産・加工・流通、販売現状分析



生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定【15,823百万円】

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地生産基盤パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

鳥獣被害防止総合対策

【令和5年度補正予算額 5,000百万円】

＜対策のポイント＞

生産基盤の維持・強化や農山漁村環境の改善を図るため、シカの生息密度を大きく低減させるための集中捕獲を進めるとともに、生息域の拡大等に対応した広域的な侵入防止柵の整備に加え、こうした取組に資するジビエ利用を促した情報発信の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 4,900百万円

① シカの集中捕獲に対する支援

シカの生息頭数が増えている地域等を対象に早急にシカの生息頭数を大きく減らすための捕獲対策を総合的に支援します。

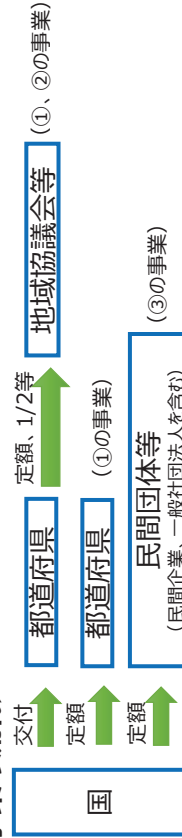
② 広域柵の整備に対する支援

シカ等の生息域の拡大など周辺環境の変化等に対応するよう、柵の未整備地域等に対し広域的な侵入防止柵の整備を支援します。

③ 鳥獣被害対策等の情報発信に対する支援

ジビエ利用を含め上記取組の理解醸成を図るための情報発信の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカによる森林被害緊急対策 100百万円

シカの生息頭数が増えている地域等における集中捕獲に資するため、捕獲前の生息場所の確認や捕獲に必要な条件整備、国有林における捕獲等を実施します。

＜事業の流れ＞

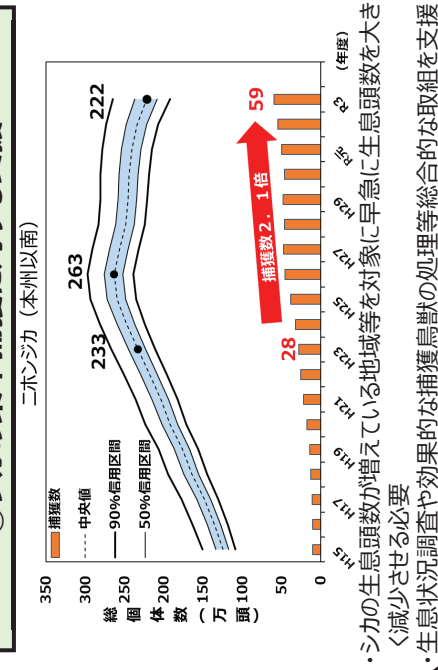


※国有林においては直轄で実施

都道府県等

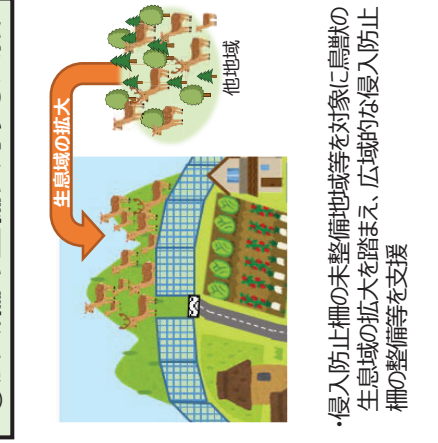
＜事業イメージ＞

① シカの集中捕獲に対する支援



・シカの生息頭数が増えている地域等を対象に早急に生息頭数を大きく減少させる必要
・生息状況調査や効果的な捕獲鳥獣の処理等総合的な取組を支援

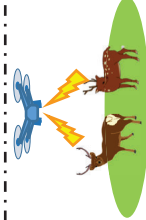
② 広域柵の整備に対する支援



・侵入防止柵の未整備地域等を対象に鳥獣の生息域の拡大を踏まえ、広域的な侵入防止柵の整備等を支援

③ 鳥獣対策等の情報発信に対する支援

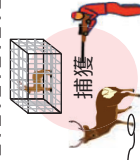
鳥獣被害、ジビエ利用の現状や課題、対策を分かりやすく情報発信



① 効果的な捕獲に必要な生息場所の確認



② 現地で埋設するための捕獲個体処理施設の整備等



③ 国有林での捕獲

【お問い合わせ先】

(1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
(2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)